

## 「申請に対する処分」基準等公開票（法律又は命令）

許認可等の名称	高額介護（介護予防）サービス費の支給の申請	
根拠法令・条項	介護保険法第51条、第61条 介護保険法施行令第22条の2の2、第29条の2の2 介護保険法施行規則第83条の4、第97条の2の3 堺市介護保険施行規則第43条	
所 管 課	各区役所	地域福祉 課
審 査 基 準	<p>高額介護（介護予防）サービス費の支給を受けようとする要介護（要支援）被保険者は、「堺市介護保険高額介護（介護予防）サービス費支給申請書」に必要事項を記載し、自己負担額についての証拠書類を添えて申請をしなければならない。</p> <p>堺市長は、上記の規定による申請があったときは、申請の結果を「堺市介護保険高額介護（介護予防）サービス費支給（不支給）決定通知書」により申請者に通知する。</p> <p>審査基準は、上記根拠法令・条項に具体的に記載している。概要は、別紙のとおりである。</p>	
標準処理期間	標準処理期間	30日～60日（申請受付日による）
	標準処理期間を設定できない理由	

## 高額介護（介護予防）サービス費について

.....

1 か月に利用した介護保険サービスの利用者負担（同じ世帯に複数の利用者がある場合は世帯合計額）が下表の限度額を超えたときは、申請により超えた額が「高額介護サービス費」として支給されます。

1 か月の利用者負担の上限

区分	限度額
課税所得690万円（年収約1,160万円）以上の方	140,100円（世帯）
課税所得380万円（年収約770万円）以上 課税所得690万円（年収約1,160万円）未満の方	93,000円（世帯）
課税所得380万円（年収約770万円）未満で 市民税課税世帯の方	44,400円（世帯）
世帯全員が市民税非課税	24,600円（世帯）
・ 老齢福祉年金受給者の方 ・ 前年の合計所得金額＋課税年金収入額が 80万円以下の方等	24,600円（世帯） 15,000円（個人）
生活保護受給者の方等	15,000円（個人）

（注）課税所得金額とは・・・収入から公的年金控除や給与所得控除、必要経費、基礎控除や人的控除等の控除をした後の所得金額

なお、高額介護サービス費の対象とならない費用は、次のとおりです。

- ・ 特定福祉用具の購入費用、住宅改修費
- ・ 施設サービスなどの居住費・食費
- ・ 施設サービスの日常生活費など、介護保険の給付対象外の利用者負担分
- ・ 支給限度額を超えた分の利用者負担分